

諮問第47号

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）の公文書公開請求に対し、札幌市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）がこれを非公開とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

1 公開請求

請求人は、平成15年8月13日、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、以下の公文書公開請求を行った。

(1) 平成15年7月25日付公文書公開請求（「札幌市立中学校全校における平成11年度から15年度までの特別会計の費用収入簿とその年度別集計表。支出簿とその用途を示す見積書、領収証、特別会計の預貯金通帳及び年度別決算報告書」）にあたって札幌市立中学校全校へ札幌市教育委員会から送達された照会文書及び当該照会に対する各校からの回答文書

(2) 札幌市立小学校及び中学校全校（以下「各学校」という。）における平成11年度から15年度までの特別会計の費用収入簿とその年度別集計表。支出簿とその用途を示す見積書、領収証、特別会計の預貯金通帳及び年度別決算報告書（以下(2)のみを「本件請求」という。）

2 非公開決定

実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、上記公開請求(1)及び(2)に係る対象公文書はいずれも保有していないとして、不存在につき非公開とする決定（以下「原決定」という。）を行い、同年8月27日付け公文書非公開決定通知書をもって請求人あて通知した。

3 審査請求

請求人は、原決定のうち本件請求に係る決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条に基づき、同年10月7日付けで審査庁である札幌市教育委員会に対し、審査請求を行った。

第3 請求人の主張要旨

1 審査請求の要旨

各学校における平成11年度から平成15年度までの特別会計に関する各種会計書類を公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

(1) 実施機関の立場

校長・教頭経験者が指導主事や学校教育部長等の要職に就いていることから、実施機関は特別会計の存在を知り得る立場にある。

(2) 非公開決定に至る調査

各学校に一切の問い合わせや調査、提出依頼等を行わず、一方的に特別会計が存在しないと決めつけたものであり、極めて不合理かつ不自然である。

(3) 意図的不存在

特別会計の財源は、実施機関から現金で支給され、支出に際して領収書等証拠書類を必要としない委託研究費、町内会等からの寸志、修学旅行業者からのリベート、学校徴収金の不正流用等である。そして、校長・教頭は、これらの金員を公金では支出できない事柄の支払に充てている。

原決定は、このような違法な入金出金を実施機関が黙認するものであり、極めて不当である。

第4 実施機関の説明要旨

1 対象公文書

(1) 特別会計

請求人による平成15年7月25日付公文書公開請求書により、同人は「研究関係予算の残金、町内会等からの謝礼等を財源とし、指導主事等の昼食代、職員名簿の購入費等に当てている」経費が存在すると考え、これを「特別会計」と称していることを確認している。

(2) 学校研究委託事業予算

実施機関は、学校研究委託事業の委託予算の執行について、委託事業終了後に学校等の委託先から提出される研究委託実績報告書にて、すべて残金はないこと及び支出内容等を確認している。

(3) 謝礼等

実施機関では、学校現場において謝礼等を財源とする不適切な経理が行われているという事実を確認していない。

(4) 本件請求に係る調査

上記のとおり、請求人が主張する特別会計は存在せず、これに関する公文書は存在しない。したがって本件請求に係る公文書はこれを保有していない。

また、特別会計及びこれに係る公文書が存在しないことが明らかなことから、本件請求に係る調査において、特別会計関係文書を所管するとされる各学校に対する照会等は必要ないものと判断し、これを行わなかった。

2 非公開決定の理由

以上のことから、本件請求については文書不存在による非公開決定を行ったところである。

3 その他

学校教育部長等の職に校長・教頭経験者が就いていることは、本件審査請求とは関わりのないことである。

第5 審査会の判断

1 はじめに

本件審査請求に係る対象文書は、存在に争いが無い文書に関して、その非公開部分の公開を求めるというのではなく、実施機関が保有しないと主張する文書について、請求人がその存在を主張し、公開を求めるものである。

当審査会としては、本件処分の適否の判断を行うにあたり、実施機関が文書の不存在を立証することは困難なことから、実施機関による主張内容の合理性について、関係規定、実際の運営等と照合しつつ、判断することとする。

2 経理処理の定め等

当審査会における調査及び実施機関の説明等を総合したところ、各学校における経理処理のしくみは、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）と各学校との間及び各学校自体について、おおむね次のように整理することができ、経理関係文書はこの過程において作成又は取得するものと考えられる。

(1) 事務局と各学校との間

ア 予算

各学校に配分される予算（以下「予算」という。）は、事務局から示されるものであるが、それは、各学校に対し、予算執行の限度額の範囲内で支出負担行為を許容するというものである。

また、予算の執行に係る手続は、札幌市会計規則及び札幌市契約規則等により定められている。

さらに、出納機関に対する支出命令は、事務局にて行われる。

これらのことから、予算の執行にあたり、原則として、各学校が予算額を現金にて入手することも、直接現金をもって債権者に支払うこともない。また、予算執行の内容及び手続は、見積書、請求書等の必要書類を添付することにより明らかにしなければならない。

イ 委託業務契約に基づく委託料の受領

アの予算とは別に、各学校が、研究委託業務の事業対象校（以下「受託校」という。）となった場合は、事務局から当該事業に係る委託料を受領する。

この際、受託校は、委託料受領にあたり、当該年度の当該研究委託実施要領の定めにより、校長を代表者とする学校又は学校区名口座を用意することとされている。

この研究委託料の執行にあたっては、債権者への支払までを受託校にて行うが、その用途については、あらかじめ事務局に提出された研究委託計画書に則ることとされている。また、事業終了後は、研究委託実施要領に基づき、受託校から、研究成果、委託料支出に係る領収書、金銭出納簿等を含む研究委託実績報告が提出され、事務局にて履行内容の検査が行われる。

(2) 学校徴収金

各学校が、学校教育活動を通じて児童生徒に直接還元する目的で、保護者から徴収する経費等があり、これを学校徴収金という。

学校徴収金の取扱いについては、札幌市立学校徴収金取扱要領(平成8年教育長決裁。以下「要領」という。)において、公金の取扱いに準じ、会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わること、収入・支出の金額は預金通帳、金銭出納簿及び関係帳票と符合しなければならないこと等が定められている。

また、学校徴収金事務の手引きにおいて、学校徴収金の取扱いに関する標準的な事務処理が定められており、それによると、支出に際しては見積書、納品書、領収書等の証拠書類が必要とされている。

これら学校徴収金の決算は、要領の定めに従い、責任者である校長が、会計年度終了後、PTA役員等による監査に付した後、当該監査結果の報告とともに、保護者に報告をし、了承を得ることとされている。

(3) 謝礼等

各学校に寄付の申出があった場合は、札幌市表彰基準（昭和32年訓令第27号）にしたがって寄付受理の処理を行うこととなっており、また、要領においても、学校及び職員は、業者から割戻手数料、謝礼、その他いかなる名目の金品若しくはサービスの提供を受け、又は提供を教唆してはならないと定められている。

3 文書の見分

(1) 実施機関との委託業務契約に基づく委託料

2(1)イの研究委託事業に関し、研究委託事業のうち平成13年度以降も継続して行われている学校研究委託事業について、委託関係文書の一部を見分したところ、当該委託費に係る預金通帳、支出ごとのレシート又は領収書及び金銭出納簿等により、残金がないこと及び各支出の内容が明示されていたことを確認した。

(2) 学校徴収金

2(2)の学校徴収金についても、実習費に係る文書のうち金銭出納簿及び関係帳票の一部にて見分したところ、各教科への年度当初予算配分額は当該年度における総収入額とほぼ均衡がとれていること、金銭出納簿には実習費に係る収入及び支出について記載されていること、支出に際しては挙証書類として領収書が添付されていること、年度末にて残金が翌年度へ繰り越されて精算されていること等を確認した。

(3) 実施機関への確認

実施機関に対し、学校研究委託事業の実績報告及び学校徴収金の処理について、その取扱いは、当審査会が例として見分した以外の年度及び学校についても同様であることを確認した。

4 検 討

(1) 予算

請求人が言及していないので、当該経費と特別会計との関係については判断しない。

(2) 委託料及び学校徴収金

上記2及び3より特別会計の存在を確認できず、また、特別会計に係る公文書を保有しないとする実施機関の説明について不合理・不自然な点はなく、他に特別会計の存在をうかがわせる事実も認められなかった。

(3) 謝礼等

第4-1(3)の説明について不合理・不自然な点はなく、他に謝礼等を財源の一つとする特別会計の存在をうかがわせる事実も認められなかった。

5 結 論

以上により、いずれの経費に係る経理処理等の状況からも特別会計の存在を確認できず、また、特別会計に係る公文書を保有しないとする実施機関の説明に不合理・不自然

な点はなく、他に特別会計の存在をうかがわせる事実も認められない。

また、実施機関が、特別会計が存在しないことは明らかであるとして、本件請求に係る公文書の特定について各学校に照会等の調査を行わなかったことに特に不合理な点は認められない。

よって、実施機関の行った原決定は妥当であると判断し、第1のとおり結論する。

なお、請求人のその他の主張は、条例に基づく公文書公開請求に係る決定の適否の判断とは関わりのないことであるから、当審査会が判断する事柄ではない。

第6 審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成16年1月8日	諮問書及び審査庁の非公開理由説明書を受理
平成16年6月16日	審査請求人に審査庁の非公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成16年7月12日 (第156回審査会)	事案の概要説明
平成16年7月29日 (第157回審査会)	審査請求人から意見を聴取
平成16年7月30日 (第158回審査会)	実施機関から事情を聴取
平成16年8月30日 (第1回第2部会)	審 議
平成16年9月9日 (第2回第2部会)	審 議
平成16年9月15日 (第159回審査会)	審 議
平成16年10月4日	答 申